

令和4年10月7日

各 部 室 長 様

財政部長 上 石 明

令和5年度予算編成方針について

1 国の動向

「経済財政運営と改革の基本方針2022」によると、我が国を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症、国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略、気候変動問題など、地殻変動というべき構造変化が生じるとともに、輸入資源価格高騰による海外への所得流出、コロナ禍でさらに進む人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化など、国内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せているとされています。

国では、こうした社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置付け、「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資として、「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ(新規創業)への投資」、「グリーントランスフォーメーション(GX)への投資」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資」の5つを柱として、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進し、「成長と分配の好循環」を早期に実現するとしています。

また、総務省の令和5年度概算要求において、地方の歳出水準については、「一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としているものの、「経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する」としており、依然として不透明な状況にあります。

2 本市の財政状況と見通し

本市の財政状況は、令和3年度決算では実質単年度収支が6年ぶりの黒字となり、今後の財政需要に必要な財源を一定程度積み増すことができました。これは、特別交付税の増や国庫支出金等の超過交付金などによる要因が大きかったことに留意しなければなりません。

また、自治体の財政力の強弱を測る指標である財政力指数は、3年度では0.463(3か年平均)で、標準的な行政サービスを提供するのに必要な財源の5割以上を普通交付税に依存している状況にあることや、経常収支比率は91.6%と、90%

を超える高い状況が続いていることから、依然として硬直した財政構造となっています。

令和5年度の本市財政においては、長期化する新型コロナウイルス感染症や、ロシア・ウクライナ情勢などによる原油価格や物価高騰の影響により、歳入面では、個人消費の落ち込みや企業収益の悪化等による市税収入の減少が懸念されるなど、予測しにくい状況にあります。

また、歳出面では、燃料・光熱水費などの経常経費が高騰し、歳出総額に占める割合が増大するほか、物価上昇は労務単価や建設資材など、様々な経費増の影響が予想されます。さらには、扶助費や公共施設における老朽化対策などに必要な費用は年々増加していく見込みであり、今後も厳しい財政運営が見込まれます。したがって、収支改善に向けた取組を継続しながら、行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる財政構造の確立を図らなければなりません。

3 予算編成の基本方針

このような財政状況においても、本市が抱える人口減少問題をはじめとした多くの行政課題について、着実に解決へと導く施策を進めるためには、本市の行政課題・財政状況を職員一人一人が深く認識し、全ての事務事業について、その必要性を検証し、コスト意識を持って施策の優先順位を洗い直すとともに、創意工夫と柔軟な発想により積極的な事業の合理化・効率化を進め、特に、最重要課題である人口減少問題の課題解決に当たっては、予算の重点的な配分の視点を持ちながら、必要となる施策を適切なタイミングで実施するよう、以下の点を基本方針として予算編成に取り組むこととします。

- ① 「第7次小樽市総合計画」に掲げる本市の将来都市像である「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽」の実現を目指すため、まちづくり6つのテーマや、「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画」などの各計画との整合性に留意し、事業の構築を行うこと。
- ② デジタル化の推進及びICT活用による行政業務の効率化や市民サービスの向上及び職員の働き方改革の推進に向けて、AIやRPAなどの新たなツールを積極的に活用する取組について費用対効果等を踏まえ検討すること。
- ③ 小樽市ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けて、公共施設の整備に当たり、温室効果ガス排出量削減に配慮したエネルギー効率の高い機器の導入や二酸化炭素を発生させない再生可能エネルギーの活用など、費用対効果の最大化が図られるよう検討を進めること。また、検討に当たり、国及び北海道の補助制度や補正予算の動向を注視し、財源確保に万全を期すこと。

- ④ 各部長はマネジメント能力を発揮し、事業目的や成果目標に合わせてより良い方向性を検討することとし、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業については、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。特に、事業開始後、長年経過している事業、費用対効果の低い事業については、行政関与の必要性や、緊急性を踏まえ、重点的に徹底した見直しを行うこと。原則として新規事業の創設や既存事業の拡充に必要な財源については、スクラップ・アンド・ビルドにより捻出することとする。
- ⑤ 新規・既存拡充事業については、次に示した項目を踏まえ要求すること。
- ア 新規事業は、事業の公益性はもとより、その必要性、緊急性などを十分に検討するとともに、事業の終期あるいは事業の存廃を判断する時期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で要求すること。
- イ 既存事業の拡充は、これまでの成果を検証するとともに、拡充によって得られる費用対効果を示し要求すること。
- ⑥ 新規・拡充・継続事業にかかわらず、経費の積算については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模や単価等の積算根拠を十分に精査した上で必要な所要額を適切に見積もること。
- ⑦ 国・道支出金については、国・道の予算編成や補助制度の動向を把握し、新設の補助はもとより、補助制度の変更に的確に対応し、補助対象となるものは必ず活用すること。ただし、補助事業であることを理由に安易に事業選択を行うことで、結果として多額の一般財源の持ち出しや人件費の増加を招かぬよう、十分留意すること。
- ⑧ 令和5年度予算要求では、各部においては「別途通知」による予算要求基準枠の範囲内で要求することとする。
- ただし、最重要課題である人口対策、自治体 DX、ゼロカーボンに関連する新規事業の要求については、基準枠の対象外とする。
- なお、5年度においてもコロナ禍により歳入動向が不透明であり、現時点では国の予算編成が地方財政に与える影響の予測が困難であることから、基準枠の範囲内であっても、さらなる査定が必要になるものと考えている。